

平塚市住居表示審議会

市民委員を募集します

市民委員になって、ひらつかの

「訪ねやすいまちづくり」に参加しませんか？

平塚市では「わかりやすく、訪ねやすいまちづくり」をめざして、住居表示を進めており、広くご意見などをいただくため「平塚市住居表示審議会」を設置しています。つきましては、この審議会で市民の皆さまの声を聴くため、委員を募集します。

募 集 期 間

令和7年6月23日(月)から

7月22日(火)まで



※街区表示板（青色）

◎住居表示とは？

住居表示により、「平塚市北金目二丁目〇番〇号（例）」のような住所となり、電柱等に「街区表示板」（※写真）が設置されます。住所が一定のルールで規則的に並ぶため、緊急車両等の到着時間の短縮、宅配物や郵便物の遅配・誤配の減少など、市民生活の利便性向上につながります。

住居表示をしていない地区では、住所の表記に「地番」を用いますが、地番は分合筆の積み重ねにより、欠番や枝番が生じ、住所が順序よく並ばず次第に分かりにくくなっていきます。

◎住居表示審議会とは？

住居表示に関することについて、市長の諮問などを調査・審議するための附属機関です。委員は「市民」、「学識経験者」、「市議会議員」、「関係行政機関の職員」で構成されています。

●募集に関する詳しい内容は、裏面に記載していますので、ご参照ください。

平塚市住居表示審議会市民委員募集要領

●応募の条件

次の(1)から(6)の項目すべてに該当する方

- (1) 住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記載されており、かつ引き続き1年以上本市に居住している方
- (2) 委員を委嘱する日(令和7年10月1日)における年齢が、満18歳以上満75歳以下の方(高校生を除く)
- (3) 平日に開催する審議会に出席できる方(開催は年1~2回程度)
- (4) 本市の他の附属機関等の委員でない方
- (5) 平塚市住居表示審議会の公募による市民委員の職に就いたことのない方
- (6) 平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第2条第4号に規定する暴力団員等でない方

●募集人数

2人

●報酬

審議会1回の出席につき、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第23号)」に規定された額になります。(令和7年4月1日時点)日額11,500円(税・交通費込)

●任期

令和7年10月1日から令和9年9月30日までの2年間

●応募方法

「平塚市住居表示審議会市民委員申込書」に必要事項を記入し、「応募の動機」(住居表示について、ご自身の考え等を800字程度でご記入ください。)を添えて、次の方法でご提出ください。

○提出方法

令和7年6月23日(月)~7月22日(火)(土日祝日を除く)までの間に、都市整備課(市役所本館(平塚市浅間町9番1号)6階605窓口)にご持参ください。

受付時間: 8時30分~17時00分

●その他

- (1) 提出された申込書は、返却いたしませんので、ご了承ください。
- (2) 選出は選考委員会で審査します。選考結果は書面でお知らせします。
- (3) いただいた個人情報、委員選出に関する事務のみで使用します。
- (4) 審議会開催にあたって、研修会を実施していますので、ご出席をお願いします。(研修会は無報酬です)

【お問い合わせ先】平塚市 都市整備課市街地整備担当(市役所本館6階605窓口)
(直通:0463-21-8783 代表:0463-23-1111(内線:2604))